逆転現象を伴う告示後住宅の補助対象化に 向けた「要望書」へのご賛同のお願い

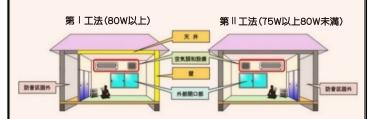
当会では、全国の他の基地と比べ大きく遅れている 厚木基地周辺の住宅防音事業の推進と、不公平行政の 象徴ともいえる「逆転現象を伴う告示後住宅」の補助 対象化に向け、「厚木基地周辺の騒音対策を考える会」 と連携し、周辺住民の皆様から、国あての「要望書」へ の賛同を募る活動を進めています。

6年前の艦載機移駐後も、戦闘機の飛来は断続的に続いており(裏面参照)、騒音は避けることができない大きな問題ですが、その数少ない軽減策となる「逆転現象を伴う告示後住宅の補助対象化」が実現するよう、おひとりでも多くの皆様のご賛同をお願いいたします。

当会あての「替同はがき」をご投函ください!

(お問合せは当会事務局まで)

対象化が実現すれば、国の補助金(補助率100%)で次のような工事ができるようになります!!



- ✓ 窓類を、遮音性能の高い防音サッシ等にリニューアル
- ✓ 天井・壁の貼替え(防音仕様への改造(第 | 工法))
- ✓ エアコンの設置(区域に応じ最大4台又は2台まで)

【施工例】

施工前(一般用サッシ)



施工後(防音用サッシ)



LINE

- 厚木基地周辺住宅防音工事協力会について ---

当会は、厚木基地周辺で施工される住宅防音工事に関し、 関係諸官庁への要請、住民への協力等により、地域の 住環境の改善を図ることを目的とする団体です。 また、地元住民組織(厚木基地周辺の騒音対策を考える 会、厚木基地周辺復旧工事・外郭防音工事促進協議会)や、 全国各地に所在する他の基地周辺の防音工事協力会とも 連携を図りながら、住民本位の施策の実現を目指した 活動を展開しています。

防音工事に関する施策その他掲載内容 についてのお問合せは 協力会事務局 (TEL) 046-261-0799 又は

(e-mail) kyouryokukai@daichou.co.jp まで

厚木住防通信 Vol. 8/2024.秋号 9月15日 発行(不定期刊)

厚木住防通信

Vol. 8/2024.秋号



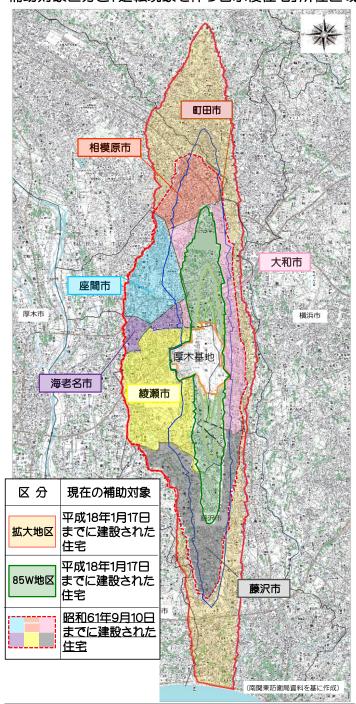


厚木基地周辺住宅防音工事協力会

〒 242-0018 神奈川県大和市深見西2-4-14

TEL 046 (261) 0799 http://www.daichou.co.jp/cooperative

補助対象区分と「逆転現象を伴う告示後住宅」所在区域



クリーム色の区域(拡大地区)と緑色の区域(85W地区)に挟まれて いる、7つの市ごとに色分けした区域が、「逆転現象を伴う告示後 住宅」(昭.61.9.11~平.18.1.17の間に建築された、住宅防音工事に 係る補助の対象外とされている住宅)が所在する区域です。

「逆転現象を伴う告示後住宅」とは?

基地に近く騒音がより深刻な場所に建っているにも かかわらず、国の区域指定の方法が原因で、補助対象 から取り残されている住宅です。

考える会が国に要望書を重ねて提出

8月30日、厚木基地周辺の騒音対策を考える会は、4月 に続き今年2回目となる、南関東防衛局への"逆転 現象を伴う告示後住宅の補助対象化を求める要望書"

の提出を行いました。署名等 の数は、累計で既に6千名を 超えていますが、同会は今後 も、この問題解決への賛同の 声を国に届け続けることと しています。



提出文を受け取る 秋吉 企画部長(右端

米軍戦闘機が散発的に飛来

8月21日から23日にかけ、岩国基地からFA-18ホーネット が編隊で飛来し、離着陸を繰り返しました。特に二日目 の22日は、日没後も21時頃まで飛行が続き、真夏の夜の 市街地に轟音が響き渡りました。空母艦載機移駐後の 今も、日米地位協定に基づく政府間の合意により、米軍



着陸寸前のFA-18(8月22日 20時頃)

が常に使用できるという 構図には、何ら変わりが ありません。

基地を提供している国 には、それに伴い十分な 住宅防音施策を講じる 責務があります。



厚木基地周辺 住宅防音丁事協力会

厚木基地周辺の住宅防音に関する 「国の制度・運用」改善への取組 お友達登録で情報配信中



区域見直しに当たっての"適正な線引き"を関係先に要望

厚木基地周辺の騒音の減少傾向を踏まえ、国は、住宅防音 工事補助対象区域の見直しを行うため、令和4年度から 今年12月までの間の予定で、騒音度調査を行っています。 今後、調査結果を基に、騒音量の機械的な曲線、いわゆる 「騒音コンター」が作成され、それに基づき、国は対象区域 の「指定素案」を作成し、関係自治体への意見聴取を経て、 新たな「告示線」が引かれることとなります。

一方、これら一連の作業(線引き)に関し、国は"(騒音コン ター沿って)街区、道路、河川等が所在する場合には、これ らに即して最小限の修正を行うことができる"と規定して いますが、この「最小限」の指針が明確でないため、前回 (平成18年)の見直しでは、市域の一部が解除区域となった 座間・海老名・綾瀬各市の住民等からの不満や、集合住宅の 告示線による分断などの問題が生じることとなりました。 このような経緯を踏まえ、厚木基地

周辺の騒音対策を考える会では、 早ければ来年中にも見込まれる区域 見直しにおいて、同じ轍が踏まれる ことのないよう、線引きの肝となる "指定素案の作成"に関し、「要望書 | をまとめ、6月19日、南関東防衛局長 あてに提出を行いました。

要望書

会長 中屋海大 認識

また、この"適正な線引き"に関しては、住民の代表として、 国から指定素案への意見聴取を受ける関係自治体の対応 が重要なことから、同会では、国への要望書提出と合わせ、 大和・綾瀬・藤沢の各市長と神奈川県にも、今後の手続に



書面を手交(7月24日)

際しての高配を求める 書面を発出しました。 当協力会は、今後この 問題について、考える 会と共同しながら、地域 住民の方々からの署名 収集など、活動の強化 を図っていくこととして います。